

異端審問の中世

書評：Marina Benedetti, *Medioevo inquisitoriale. Manoscritti, protagonisti, paradossi*, Roma: Salerno Editrice, 2021.

白川 太郎

はじめに

かつて、イタリアにおける中世史研究の重鎮であったラッファエッロ・モルゲン（Raffaello Morghen, 1896-1983）は、その主著となる論文集（初版 1951 年）に『キリスト教の中世』の名を与えた¹。それに対して、モルゲンの教え子でもあったオヴィディオ・カピターニ（Ovidio Capitani, 1930-2012）は、自身が編んだ異端者研究のアンソロジー論集（1977 年）に『異端者の中世』の名を与えた²。先行する 2 つの論集を受け、それらを補完するものとして出版されたのが、本書『異端審問の中世』（2021 年）である³。

著者マリーナ・ベネデッティ（Marina Benedetti, 1964-）は、現在ミラーノ大学教授を務め、イタリア中世宗教史研究の指導的研究者のひとりとして、国際的にも広く知られている。1990 年代に「グリエルマとマイフレダの異端」の研究から出発し、その後は異端審問研究、女性異端者研究、ヴァルド派研究などに手を広げている。文献学・考証学と密接な関係を持つイタリア半島北部の宗教史・教会史研究の伝統を引き継ぐ存在で、史料の博捜に加えて緻密な史料批判と厳格な用語選択に特徴がある。主な著作としては、最初の研究テーマであった「グリエルマとマイフレダの異端」に関する基本書『わたしは神ではない：ミラーノのグリエルマと聖霊の子たち』（初版 1998 年、現行第 2 版 2004 年）、ロンバルディア管区のドメニコ会と異端審問を主題とした論集『13 世紀ロンバルディアの異端審問官たち』、近年の共編著『ニコロ・ダ・プラートとドメニコ会士たち：ローマとアヴィニョンのはざままで』および『アッシージのフランチェスコ：歴史・美術・神話』などがある⁴。史料校訂者としても優れ、上記「グリエルマとマイフレダの異端」に関する 1300 年ミラーノの審問記録、15 世紀末ウルクスの対ヴァルド派審問記録などを公刊した実績がある⁵。

¹ Raffaello Morghen, *Medioevo cristiano* (Bari: Laterza, 1951: 5th ed. 1978).

² Ovidio Capitani (ed.), *Medioevo ereticale* (Bologna: Il Mulino, 1977).

³ ベネデッティは、この両者を意識した上で、本書はカピターニが提示した中世像の補完、「あるいは、宗教的中世のもうひとつの顔」である、と述べている（本書 p. 13）。

⁴ Marina Benedetti, *Io non sono Dio. Guglielma di Milano e i Figli dello Spirito Santo* (Milano: Biblioteca Francescana, 2004); Ead., *Inquisitori lombardi del Duecento* (Roma: Edizioni di Storia e Letteratura, 2008); Ead. (ed.), *Benedetto XI, frate Predicatore e papa* (Milano: Edizioni Biblioteca Francescana, 2007); Ead. and Luciano Cinelli (eds.), *Niccolò da Prato e i frati predicatori tra Roma e Avignone* (Firenze: Nerbini, 2014); Tomaso Subini and Marina Benedetti (eds.), *Francesco da Assisi: storia, arte e mito* (Roma: Carocci, 2019).

⁵ Marina Benedetti and Grado Giovanni Merlo (eds.), *Milano 1300: i processi inquisitoriali contro le devote*

内容紹介

本書は全体が5部に分かれたれ、それぞれ「多極的な起源?」、「審問官の書物たち」、「聖性と異端性：13-14世紀における逆説の二重性」、「政治的審問の時代（14世紀）」、「都市と山における迫害（15世紀）」と題される。各部は2章からなるため、全体は10章構成となる。

なお、本書の潜在的読者に対してあらかじめ断っておきたいが、ベネデッティの著作・論考は基本的に読みづらい。問題提起から結論までが一本の糸で結ばれる、あるいは一章に一テーマが設定されるような親切的設計はなされず、脱線や寄り道、明らかに異質な話題の唐突な挿入はしばしばである（時には脇道のほうが興味深い）⁶。そのため、以下の要約は内容を語り尽くしたものではありません。とはいえ、ロバート・ラーナーが苦言を呈した旧著ほど読みづらくないのは、ある程度一般読者を意識したからだろうか⁷。

第1章「グレゴリウス9世の政治」は、異端審問の起源を「多極性」の観点から論じている⁸。異端審問の観念・理論・実践は、教皇グレゴリウス9世、皇帝フリードリヒ2世、レイモン・ド・ペニャフォル、ピエトロ・ダ・ヴェローナという4人の貢献が交錯することによって出現したのだ、というのが本章の結論である。よく知られているように、統一された制度や組織、明確な法規定を持たない異端審問——あるいは、「異端の悪徳に関する審問官 *inquisitor heretice pravitatis*」という役職——の誕生時点を厳密に定めるのは、実は容易なことではない。中世の審問官たちは、自分たちの役職・権限・実践の起源について多くを語っていない。それに対して現代の研究者の大半はグレゴリウス9世治世（1227-1241年）が始点という見解で一致しており、ベネデッティも1231年という特定の年に注意を払っている。しかし、教皇書簡や皇帝の法、教会法の注釈といった史料の分析を通じて、ベネデッティは「異端審問の多極的誕生、あるいは礎石なき制度」を主張する。異端を弾劾する法や書簡に出現する「異端者」一覧の比較から、教皇と皇帝（のスタッフたち）が異端問題に関する知識・情報を交換していた可能性を示唆し、さらに「現実の異端者」たちと「想像上の異端者」の関係を論じる部分は興味深い。

第2章「ピエトロ・ダ・ヴェローナ：審問官にして聖人」は、その前章が特筆した4人のうち、

e i devoti di santa Guglielma (Milano: Libri Scheiwiller, 1999); Marina Benedetti, *La valle dei Valdesi: i processi contro Tommaso Guiot, sarto di Pragelato* (Oulx, 1495) (Spoleto: Fondazione Centro Italiano di Studi sull'Alto Medioevo, 2013); Ead., *I margini dell'eresia: indagine su un processo inquisitoriale* (Oulx, 1492) (Spoleto: Fondazione Centro italiano di studi sull'alto Medioevo, 2014).

⁶ 筆者のイタリア語力が至らないためにそう感じるのかもしれないが、比較的珍しい語彙や固く複雑な構文の多用、それに反する接続詞の少なさも、平均的な研究書に比べてリーダビリティを下げている。とはいえ、2008年の旧著に比べ、本書ははるかに読みやすい。

⁷ Robert E. Lerner, "Review of *Inquisitori Lombardi del duecento. (Temi e testi 66.)*", *Speculum* 87.2 (2012), pp. 527-8.

⁸ このテーマについては、Marina Benedetti, "Gregorio IX: l'inquisizione, i frati e gli eretici", *Gregorio IX e gli ordini mendicanti: atti del XXXVIII Convegno internazionale, Assisi, 7-9 ottobre 2010* (Spoleto: Fondazione Centro italiano di studi sull'alto Medioevo, 2011), pp. 293-324 をあわせて参照。

最後の一人の役割を検討している。ドメニコ会士ピエトロ・ダ・ヴェローナは、最初期の審問官として活動したのち、1252年にミラーノ・コーモ間の森で暗殺され、翌1253年には異例の早さで列聖された。現在では殉教者ピエトロ（ピエトロ・マルティーレ）として知られている。彼に関する多くの伝説・逸話にもかかわらず、その生涯や暗殺事件の詳細を記録した史料のほとんどは失われている。ベネデッティは僅かな残存史料からピエトロや暗殺に関与した人々の「実像」を復元しようと試みるものの、この審問官は依然として「大いなる不在」に留まる。それに対して確かなのは、ドメニコ会士たち、特に他の審問官が暗殺を神意の働きと捉え、異端迫害の強化のために利用した事実である。ピエトロの列聖には、おそらくレイモン・ド・ペニャフォルが深く関与していた。そして、彼が審問官にして「聖人」であるという認識は、ドメニコ会士たちが構築・演出するピエトロの記憶を強く規定するのである⁹。

第3章「最初の手引書」は、審問官たちの書物文化を、狭義の異端審問手引書・対異端論争書およびモノとしての審問記録という補助線に沿って紹介する¹⁰。本章と次章で繰り返されるのは、審問官たちが利用・保管・作成する書物の「例外的」性格である。残されている目録から判断すると、多くのドメニコ会修院の図書館には、審問官の活動を補助する書物は備えられていなかった。手引書や審問記録は審問官個人の部屋ないし聖具室に保管されており、必要であれば次の審問官へ直接引き継がれた。ベネデッティは審問官が関与する史料の類型——業務補助著作である手引書・論争書から、彼ら自身が作成する会計帳簿・審問記録まで——を検討し、重要な手引書の性格や流布を手短に紹介する。特に史料論的関心が寄せられるのは、1300年にグリエルマ・ディ・ミラーノの崇敬者たちを対象として行われたミラーノの審問記録と、13世紀末に教皇庁に提出されたアルマンノ・ブンジルーポに関するフェッラーラの審問記録である¹¹。前者は審問がほとんど終了した1300年12月から作成された写本によって伝来する¹²。ベネデッティは、審問の速記や召喚状・判決文を編纂して作成された同写本は、審問実務の論理や過程を記録

⁹ このテーマについて掘り下げているのは、Grado Giovanni Merlo, “Pietro da Verona - S. Pietro Martire. Difficoltà e proposte per lo studio di un inquisitore beatificato”, in S. Boesch Gajano and L. Sebastiani (eds.), *Culto dei santi, istituzioni e classi sociali in età preindustriale* (L’Aquila: Japadre, 1984), pp. 473–88; Benedetti, *Inquisitori lombardi del Duecento*; Donald Prudlo, *The martyred inquisitor: the life and cult of Peter of Verona (1252)* (Aldershot; Ashgate, 2008) など。ベネデッティの前著 *Inquisitori lombardi del Duecento* は、14世紀初頭の審問官たちがピエトロの石棺を注文する場面からはじまっており、そのエピソードは本書でも度々言及している。

¹⁰ このテーマについては、Marina Benedetti, “Manoscritti eccentrici: ancora sui libri degli inquisitori.”, *Scriptoria e biblioteche nel basso Medioevo (secoli XII-XV): atti del LI Convegno storico internazionale, Todi, 12-15 ottobre 2014* (Spoleto: Fondazione Centro Italiano di Studi sull’Alto Medioevo, 2015), pp. 587–608 を参照。

¹¹ このテーマについては、Marina Benedetti, “Frate Niccolò/Benedetto XI, gli inquisitori, gli eretici”, in M. Benedetti (ed.), *Benedetto XI, frate Predicatore e papa* (Milano: Edizioni Biblioteca Francescana, 2007), pp. 55–94 を参照。

¹² Biblioteca Ambrosiana di Milano, MS, A. 227: Quaternus imbriviatuum Beltrami Salvagnii. 校訂版は、Benedetti and Merlo (eds.), *Milano 1300*.

した一種の手引書の役割を期待されていた、と主張する。それに対して後者は、死後にフェッラーラ大聖堂で「聖人」として崇敬されていたアルマンノが生前にカタリ派だったことを証明するために作成された、20年以上にわたる調査のまとめである¹³。両者に共通するのは、審問記録が読者を想定して整理・配列・編纂され、実際的な目的のために用いられた、という点である。

第4章「記憶の保存と異端の抑圧」でも、ドメニコ会に属する審問官と書物の関係が、とりわけ図書館の蔵書を手がかりに考察される。ベネデッティは、1334年に作成されたフィレンツェの審問官たちの蔵書目録、14世紀初頭のパヴィアで活動した審問官ランフランコ・ダ・ベルガモの会計帳簿、近世に作成されたトゥールーズのドメニコ会修院図書館の蔵書目録を参照しながら、「審問官の図書館／資料庫」の内容や形態、製作過程を検証する。史料の内容以前に形態や伝来過程に注目する史料論のアプローチはここでも顕著である。前章から引き続きベネデッティが繰り返すのは、審問官たちの書物・資料群はある種の「私物」として例外的な扱いを受けていた、という事実である¹⁴。蔵書や資料は時として後任の審問官に引き継がれたものの、基本的に審問官個人に属していた。そのため、ある審問官が任を終えて他都市へ移動する際には、担当した審問の記録を持っていくこともみられた。その最も有名な事例こそ、司教として審問を行ったジャック・フルニエ（後のベネディクトゥス12世）が教皇宮廷に携えたパミエ司教区の審問記録である¹⁵。

第5章「大聖堂と大修道院の異端者たち」では、しばしば対置される「聖性 *Santità*」と「異端性 *Eresia*」が実は表裏一体である、というテーゼが論じられる¹⁶。章題の「大聖堂の異端者」は死後にフェッラーラ大聖堂で「聖人」として崇敬されていたアルマンノ・プンジルupoを、「大修道院の異端者」はミラーノのキアラヴァッレ修道院で同じく崇敬されていたグリエルマを指している。ベネデッティは、後期中世においては「異端者」として断罪された人物がしばしば同時に「聖人」として崇敬されていたこと、「聖性／異端性」が外部から賦与される情動的な記号に

¹³ Archivio dello stato di Modena, MS132, 11r-32v. 原本ではなく、15世紀後半にペッレグリーノ・プリチャーニが作成した *Historiae Ferrarienses* 第8巻に収録されて保存されている。最新の校訂版は、Gabriele Zanella, *Itinerari ereticali. Patari e Catari tra Rimini e Verona* (Roma: Istituto storico italiano per il Medio Evo, 1986), App. 1, pp. 48–102. アルマンノについては、ザネッラの同書に加えて、Amedeo Benati, "Armano Pungiluppo nella storia religiosa ferrarese del 1200", *Atti e memorie della Deputazione provinciale ferrarese di storia patria*, 4 (1966), pp. 85–123; Id. "Fratr Armannus Pungilupus. Alla ricerca di una identità", *Analecta Pomposiana*, 7 (1982), pp. 7–57 など。近年に英語圏で取り上げられることもある事例だが、「中央/地域」の古風な二項対立的図式に収められることも多く、本格的な検討が待たれる。

¹⁴ Benedetti, "Manoscritti eccentrici: ancora sui libri degli inquisitori."

¹⁵ Biblioteca Apostolica Vaticana, MS. Vat. lat. 4030. 校訂版は、Jean Duvernoy, *Le registre d'inquisition de Jacques Fournier, évêque de Pamiers 1318-1325*, 3 vols., (Toulouse: Privat, 1965). この記録を用いた最も有名な研究は、エマニュエル・ル・ロワ・ラデュリ（井上幸治・渡邊昌美・波木居純一訳）『モンタイユー：ピレネーの村1294～1324』（刀水書房、1990年）

¹⁶ この点については、枢機卿ニコロ・ダ・プラートの活動に着目した、Marina Benedetti, "Promozione della santità e repressione dell'eresia al tempo di Niccolò da Prato", in M. Benedetti and L. Cinelli (eds.), *Niccolò da Prato e i frati predicatori tra Roma e Avignone* (Firenze: Nerbini, 2014), pp. 221–40 をあわせて参照。

他ならず、ともに審問という実践によって制定されていたことを指摘する。1300年に生じたアルマンノとグリエルマに対する「異端」宣告および崇敬の解体は、この表裏一体性を明瞭に示している。宗教的なヘゲモニーをめぐる争いにおいて、ドメニコ会の審問官たちは、在俗聖職者やシトー会士、そして俗人たちが自立的に作り上げた「聖性」を「異端」へと置換することができた。「異端性と聖性は、ともに宗教性と社会を管理しようとする力学の産物であり、すなわち教会による統治において補完的な性格を持つ」(P. 109)のである。

第6章「シエーナの事例」は、これまでの中世異端審問史において重視されてこなかったトスカナ都市シエーナにおける審問官の活動が映し出されている、断片的な史料の紹介を行う。冒頭では、近世シエーナの審問官が中世の審問官たちに関する手稿を調査していたことが紹介され、17-18世紀の考証学的営為が史料の保存・伝達に果たした役割が強調される。次いで、中世シエーナにおける審問官について、トンマズッチョ・ダ・フォリーニョ(1319-1371?)の「聖人」としての『事績録』、ヴァティカン使徒文書館に残された審問官の会計帳簿、1333年に始まった審問官ミーノ・ディ・サン＝キリコに対する監察調査の記録(Archivio Apostolico Vaticano, MS. Camera Apostolica, Collectoria, 249-251)が参照される。会計帳簿からは、例えばミケーレ・ダ・チェゼーナやルートヴィヒ4世の破門を宣布する際に審問官が採った方策や市民への告知場所が判明する。他方で、『事績録』や監察調査記録からは、審問官のネガティブなイメージが浮かび上がる。前者に描かれる審問官たちは暴力的かつ粗野であるし、ミーノは書類偽造・恣意的な判決・親族優遇、そして悪魔の召喚によって告発されていた。このミーノは、ボッカッチョの『デカメロン』第6話に登場する審問官のモデルとされている。

第7章「モーデナ、パルマ、レッジョにて」は、ヨハネス22世統治期の特徴である「政治的異端」の一事例として、ルートヴィヒ4世への協力によって断罪されたエミーリア地方の信徒たちを取り上げる¹⁷。これら「政治的」審問には、偶像崇拜との非難、聖職者による通報、寛大な判決、告発された聖職者たちの職務継続、聖俗の個人・組織の関与、判決の公的な場所での告知や典礼への挿入、審問手引書における言及の不在、そして最終的な審問の見直しや無効化とい

¹⁷ 一連の審問に関するベネデッティの見解としては、本章に加えて、Marina Benedetti, "La costruzione ideologico-giuridica di una rete di rapporti ereticali in Lombardia all'inizio del Trecento", in A. Rigon and F. Veronese (eds.), *L'età dei processi: inchieste e condanne tra politica e ideologia nel '300: atti del convegno di studio svoltosi in occasione della 19. edizione del Premio internazionale Ascoli Piceno* (Ascoli Piceno, Palazzo dei Capitani, 30 novembre-1 dicembre 2007) (Roma: Istituto storico italiano per il Medioevo, 2009), pp. 7-30; Marina Benedetti, "Giovanni XXII, gli inquisitori, la disobbedienza", *Giovanni XXII: cultura e politica di un Papa avignonese: atti del LVI Convegno storico internazionale*, Todi, 13-15 ottobre 2019 (Spoleto: Fondazione Centro italiano di studi sull'alto Medioevo, 2020), pp. 239-64 を参照。重要な研究書としては、Stefano Brufani, *Eresia di un ribelle al tempo di Giovanni XXII: il caso di Muzio di Francesco d'Assisi: con l'edizione del processo inquisitoriale* (Spoleto: Fondazione Centro italiano di studi sull'Alto Medioevo, 1989); Sylvain Parent, *Dans les abysses de l'infidélité: les procès contre les ennemis de l'Église en Italie au temps de Jean XXII: (1316-1334)* (Roma: École française de Rome, 2014); Tiziana Danelli, *Inquisizione, frati minori e cittadini di Todi (1329-1356)* (Spoleto: Fondazione Centro Italiano di Studi sull'Alto Medioevo, 2018) など。

う共通点がある。推進者である教皇ヨハネス 22 世は、13 世紀半ば頃のフランスで作成された審問手引書を保有・熟読しており、その写本の書き込みからは彼のイタリアや魔術に対する関心が読み取れる¹⁸。それに対して、多くの審問に教皇特使として関与したベルナル・ギーは、自身の『異端審問提要』でこれらの審問に言及していない。ベネデッティの推測によれば、一連の審問の政治性を熟知していたギーには、例え記録したところで後世の審問官の役に立たないことが分かっていたのだろう。章の後半では、エミーリア地方の「反逆者」に対する審問記録史料の性格や構成と、多くの政治的審問に関与した審問官パーチェ・ダ・ヴェダーノの経歴が紹介されている。

第 8 章「教皇、対立教皇、皇帝：トーディの『反乱者たち』」は、同じく「政治的」とされる、1329-30 年のトーディ市民および同市のフランチェスコ会士たちへの審問を紹介している¹⁹。この審問に関する史料は、その見直し作業のために編集された 1355 年の記録として残されている。冒頭で証言しているマッテオーロとペトルロッチョ・ダ・コラツォーネの証言からは、権威の乱立や前総長の破門という緊急事態がもたらす動揺によって、誰に服従すればよいのかわからないという当時の情勢が伺える²⁰。また、この審問では審問官・公証人・被告など全ての側においてフランチェスコ会士が主役を演じており、聖フランチェスコの霊的な「家族」が引き裂かれる結果となった。この審問がトーディではなくアッシージやペルージャで行われ、証人たちの出頭要請無視や遅刻が頻発したことは、教皇と審問官の権威失墜あるいは信徒たちの戸惑いを伝えてくれる。とはいえ、ベネデッティによれば、被告に対して魔術の嫌疑がかけられなかったのは、この「フランチェスコ会的」状況のおかげだという。このトーディの審問も結局は深刻な結果をもたらすことなく、弾劾されたフランチェスコ会士たちは修道会内部で活動・昇進を続ける。審問官向けの手引書にも引用されることはない。

第 9 章「ミラーノの教師アメデオ・ランディ」は、1440 年代初頭のミラーノで生じた、ベルナルディーノ・ダ・シエーナと数学教師アメデオ・ランディの対立を、「異端と教養」の関係という視点から取り上げる²¹。アメデオは単に数学を教えるのみならず、生徒たちに倫理や正しい作法・振る舞い、聖書における救済などを説いていたが、フランチェスコ会厳修派の反知性主義的性格を批判し、ベルナルディーノの説教を聞いて入会しようとする若者たちを押し留めた。これに反発したベルナルディーノは、説教の場においてアメデオを暗に「異端者」と名指

¹⁸ Biblioteca Apostolica Vaticana, Vat. lat. 3978. 同写本については、Thomas Scharff, "Schrift zur Kontrolle - Kontrolle der Schrift. Italienische und französische Inquisitoren-Handbücher des 13. und frühen 14. Jahrhunderts", *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters*, 52 (1996), pp. 547-84; Riccardo Parmeggiani, *Explicatio super officio inquisitionis: origini e sviluppi della manualistica inquisitoriale tra Due e Trecento* (Roma: Edizioni di storia e letteratura, 2012).

¹⁹ 研究及び校訂版は、Danelli, *Inquisizione, frati minori e cittadini di Todi (1329-1356)* を参照。

²⁰ Ivi., pp. 273-276.

²¹ 詳細については、Marina Benedetti, "Eresia e cultura. I processi contro Amedeo Landi, maestro d'abaco", *Rivista storica italiana* 129 (2017), pp. 820-41 をあわせて参照。

しするものの、審問官の調査の結果、アメーデオは無実として放免される。後にアメーデオは、ベルナルディーノが審問官のように振る舞って職権を侵害したと非難し、彼の列聖を妨害しようと試みる。他方でロベルト・ダ・レッチェの説教は異端的な「アメーデオ派」を非難し、やがて匿名作者による異端審問手引書は、「アメーデオ派」なる「異端派」が聖人崇敬や告解の秘蹟を否定していると記述する。しかし、この「異端派」はフランチェスコ会士の想像の産物であって実在しないし、彼らの非難はアメーデオの思想に基づくものでもない。むしろ興味深いのは、この「アメーデオ派」が「ヴァッラ派」と並ぶ教義的異端とされている点である。アメーデオとロレンツォ・ヴァッラは、いずれも教会の権威を掘り崩そうとした人文主義者であった。本人たちが無実とされても、その（存在しない）徒党は、審問手引書内部において「異端化」されたのである（実のところ、アメーデオは厳修派の他の指導者ジョヴァンニ・カペストラノやジャコモ・デッラ・マルカとは親交を有していた）。

第10章「アルプス・ヴァルド派のバルバ」は、14-15世紀のアルプス地方で活動していたヴァルド派の遍歴説教者／霊的教師であるバルバと書物の関わりを論じている²²。バルバたちは広い地域に散らばったネットワークの結節点であり、聖書の抜粋や説教、宗教文学、薬の処方などが記された小さな書物を携帯して、信徒たちの指導にあたった²³。ただし、その内容は秘められてはいなかったようで、バルバが書物を信徒のもとに残して旅立つこともあった。ベネデッティによると、このバルバを囲む信徒たちの夜の集会は、当初は審問官らによってシナゴーガと呼ばれ、やがて魔女のサバトのイメージに転化していった。男性のバルバと共に遍歴する女性説教者の存在は迫害者たちの想像力によって魔女の飛行へ、「異端的 Eretico」という法的断罪は「性的 Erotico」という道徳的断罪へと変容する²⁴。ベネデッティは、この過程を審問記録の余白の書き込みなどに注目しながら復元する。さらに本章の冒頭と末尾では、15世紀ヴァルド派のバルバの書物や彼らに対する審問記録が迫害を逃れて17世紀のブリテン諸島へと移されたこと、そうした史料が考証学者によるヴァルド派史叙述やカトリック・プロテスタント双方の護教家による論争に利用されたことが紹介される²⁵。深刻な内容にもかかわらず、本章の文章は語呂合わせが多用され、どこかユーモラスである。

²² 審問記録の校訂版は、Benedetti, *La valle dei Valdesi*; Ead., *I margini dell'eresia* を参照。

²³ ベネデッティのバルバ論は、Marina Benedetti, “Sobra la cura de la salii de las vostras almas”. I magistri valdesi alla fine del Quattrocento”, in S. Boesch Gajano (ed.), *Storia della direzione spirituale II: L'età medievale* (Brescia: Morcelliana, 2010), pp. 407-24 を参照。

²⁴ ヴァルド派女性については、Marina Benedetti, *Donne valdesi nel Medioevo* (Torino: Claudiana, 2007); Ead., *Condannate al silenzio: le eretiche medievali* (Milano; Udine: Mimesis, 2017) が概説として有益。「魔女」との合流については、Marina Benedetti, “Predicatori itineranti e streghe volanti: i valdesi tra Alpi e Borgogna nel XV secolo”, in J.-M. Cauchies (ed.), *L'église et la vie religieuse, des pays bourguignons à l'ancien royaume d'Arles (XIVe-XVe siècle)* (Neuchâtel: Centre européen d'études bourguignonnes, 2010), pp. 227-37 を参照。

²⁵ ヴァルド派関連の史料・手稿本の流通については、Marina Benedetti, *Il "santo bottino": circolazione di manoscritti valdesi nell'Europa del Seicento* (Torino: Claudiana, 2007) を参照。

最後の「おわりに：通念を超えて」では、異端審問研究において見過ごされてきた主題として、①フランチェスコ会士による審問への積極的関与、②ヨーロッパ内部の対異端十字軍としてのヴァルド派迫害、③審問の見直しや無効化が挙げられ、全ての要素が揃った事例として15世紀末のフランス王国軍によるアルプス・ヴァルド派攻撃とフランチェスコ会士審問官の活動、そして審問の無効化過程が叙述される²⁶。

本書の意義と今後の課題

以上の内容紹介を踏まえて、本書の意義と特色を確認しておきたい。

イタリアの中世宗教史研究は、20世紀初頭に「異端者」研究を中心として成立し、その後も長きにわたって審問官よりも被審問者に関心を抱いてきた²⁷。研究の潮目が変わり、審問官や異端審問の研究が本格的に進展するのは、1990年代以後のことである。先駆者マリアーノ・ダラトリとアルセーニオ・フルゴーニのあと、ミラーノ大学のグラード・メルロ、ボローニャ大学のロレンツォ・パオリーニが研究の支柱を担い、その後ベネデッティ、カテリーナ・ブルスキ、リッカルド・パルメッジャーニ、イレネ・ブエノ、さらにベネデッティ自身の教え子であるティツイアーナ・ダネッリらが続いている²⁸。彼らの研究の特徴としては、①考証学の伝統を継承した厳

²⁶ 詳細な検討は、Marina Benedetti, “In crociata della Val Pragelato. Frati Minori repressione inquisitoriale contro i Valdesi”, in M. Melli (ed.), *I francescani e la crociata: atti dell’XI Convegno storico di Greccio*, Greccio, 3-4 maggio 2013 (Milano: Edizioni Biblioteca Francescana, 2014), pp. 185–202 を参照。

²⁷ 研究史については、Giorgio Cracco, “Eresiology d’Italia tra Otto e Novecento”, *Bollettino della Società di Studi Valdesi* 174 (1994), pp. 16–38. 小田内隆 「<民衆異端>パラダイムの再検討：二項対立を越えて」『立命館文学』第597巻（2007年）、34-49頁；白川太郎 「イタリア中世宗教史研究の基本的枠組：宗教運動論の成果と課題」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第65輯（2019年）、499-513頁などを参照。ベネデッティ自身による、Marina Benedetti, “Eresie e inquisizioni. Osservazioni storiografiche, metodologiche e edizioni di fonti”, *Quaderni di storia religiosa medievale* 1 (2019), pp. 211–32 も、やや業績のカタログ的ではあるものの、有益。

²⁸ Mariano D’Alatri, *Eretici e inquisitori in Italia: studi e documenti*, 2 vols (Roma: Istituto storico dei cappuccini, 1986); Arsenio Frugoni, *Arnaldo da Brescia nelle fonti del secolo XII* (Roma: Istituto Storico Italiano per il Medio Evo, 1954); Grado Giovanni Merlo, *Identità valdesi nella storia e nella storiografia: studi e discussioni* (Torino: Claudiana, 1991); Id., *Inquisitori e inquisizione del Medioevo* (Bologna: Il Mulino, 2008); Lorenzo Paolini, *Le piccole volpi. Chiesa ed eretici nel Medioevo* (Bologna: Bononia University Press, 2013); Caterina Bruschi, ““Magna diligentia est habenda per inquisitionem”: precautions before reading Doat 21-26”, in C. Bruschi and P. Biller (eds.), *Texts and the Repression of Medieval Heresy* (Woodbridge: York Medieval Press, 2003), pp. 81–110; Ead., “Inquisizione francescana in Toscana fino al pontificato di Giovanni XXII”, *Frati minori e Inquisizione: Atti del 33. Convegno internazionale: Assisi, 6-8 ottobre 2005* (Spoleto: Fondazione Centro italiano di studi sull’Alto Medioevo, 2006), pp. 285–324; Ead., “Falsembiante-inquisitor? Images and stereotypes of franciscan inquisitors between literature and juridical texts”, in M. Veglia, L. Paolini, and R. Parmeggiani (eds.), *Il mondo errante Dante fra letteratura, eresia e storia: atti del convegno internazionale di studio*, Bertinoro, 13-16 settembre 2010 (Spoleto: Fondazione Centro italiano di studi sull’alto Medioevo, 2013), pp. 99–136; Ead., “Familia inquisitionis: a study on the inquisitors’ entourage (XIII-XIV centuries)”, *Mélanges de l’École française de Rome - Moyen Âge* 125-2 (2013), pp. 537–72; Riccardo Parmeggiani, *I consilia procedurali per l’Inquisizione medievale: 1235-1330* (Bologna: Bononia University Press, 2011); Id.,

格な史料批判・校訂、②それを踏まえた史料論的アプローチ、③（制度的には断絶している）近世のローマ異端審問との実践的・機能的接続への意識、④従前は軽視されてきた14世紀後半から16世紀への時間軸延長、⑤それらに伴う地域的な視野の拡大、が挙げられる²⁹。

本書の意義のひとつは、これら現在のイタリアにおける異端審問研究の最新の知見・手法を通覧できる点に求められよう。実のところ、本書が論じる個々の内容は、ベネデッティの研究をフォローしてきた読者にとって特に目新しいものではない。彼女の最初の研究テーマであるグリエルマからピエトロ・ダ・ヴェローナ、そして15世紀末のヴァルド派に至るまで、その主張の骨子は既に発表された著書・論考と共通したものである。しかし、本書のようなかたちにとまとめられて全体が、ベネデッティが描く「異端審問の中世」像は明確な輪郭を備えることになった。したがって、本書には既にベネデッティの議論に接した経験のある研究者・学生にとっても一読の価値があるし、これからイタリアの異端審問研究に分け入ろうとする読者にとっても、簡潔だが優れた文献目録のおかげもあって、優れた出発点となるだろう。

中でも強調したいのは、史料への向き合い方である。本書の副題に「手稿 *Manoscritti*」とあるように、ベネデッティの研究の根底には、厳格な史料批判と史料論が存在する。これらは20世紀後半以降のイタリア異端審問研究において多かれ少なかれ共通する特徴ではあるものの、ベネデッティには特に顕著である。内容紹介からも読み取れるものと思うが、彼女は個々の史料が作成・編纂され、機能した文脈を手稿史料に戻って確定し、そこから異端審問に関する通念を批判していこうとする。また、史料が保管・継承され、流通し、書き込みや編集が行われる過程にも歴史を読み取り、そこから既存の解釈が見落としていた点に光を当てようと試みる。彼女自身の言葉を借りるならば、情報自体よりもまずその容れ物に着目する、「『史料のなかで語られる歴史』以前に、『史料の歴史』を再構築する必要がある」(P. 1) ののである。

また、ベネデッティの史料論の特徴として、近世の考証学者たちに関心を払っていることを指摘できよう。17-18世紀のイタリア半島では、中世の文書の集積・編集・校訂作業が大規模に行われた。現在ではオリジナルが失われてしまい、この近世の版においてのみ残る史料は無数に存在する。ベネデッティは、中世に作成された写本のみならず彼ら考証学者たちの活動をも考慮に入れ、その動機や意図、文書に対する姿勢や実践を検証しており、近世史研究に対しても独自の貢献を達成していると評価できよう。特にヴァルド派の審問記録への書き込みや史料の移動・再利用から「ヴァルド派」イメージの変容を跡づけていく最終章は、近世史研究者であっても中

Explicatio super officio inquisitionis: origini e sviluppi della manualistica inquisitoriale tra Due e Trecento (Roma: Edizioni di storia e letteratura, 2012); Id., *L'Inquisizione a Firenze nell'età di Dante: politica, società, economia e cultura* (Bologna: Il Mulino, 2018); Irene Bueno, *Definire l'eresia: inquisizione, teologia e politica pontificia al tempo di Jacques Fournier* (Roma: Edizioni di Storia e Letteratura, 2016); Danelli, *Inquisizione, frati minori e cittadini di Todi (1329-1356)*.

²⁹ これらの点については、簡単だが、白川太郎「Recensione: Lorenzo Paolini, *Le piccole volpi: Chiese eretiche nel Medioevo*」、『エクフラシス：ヨーロッパ文化研究』第9号（2019年）、92-100頁でも言及した。

世に作成された写本にも着目しなくてはならないことを教えてくれる。さらに、本書におけるベネデッティは、審問官の蔵書や審問記録の継受・再利用という視点を通じて、これまで多くの研究者が否定してきた中世の異端審問と近世のローマ異端審問の連続性、中世の異端迫害と近世の魔女狩りの連続性すらも示唆している。

そして、こうした史料論への傾注は、ベネデッティの「異端者」研究にある種の構築主義的視点をもたらしている。「異端者」たちの姿を記録する史料は、現実をそのまま記録する無垢な鏡ではない。そこに映し出されるのは、「異端審問のフィルター」を通して構築・提示された「現実」に他ならない。ただし、彼女の研究姿勢は1990～2000年代の英米史学やフランス史学の一部に見られる「脱構築」アプローチとは一線を画するものである³⁰。経験主義的な伝統の強いイタリア歴史学は、言語論的転回の導入がもたらす極端な「異端者」不可知論からは常に距離を採ってきた³¹。グラード・メルロは「異端者」たちの「賦与されたアイデンティティ」と「実際のアイデンティティ」の峻別を強調する一方で、後者の実在と可知性を支持している³²。これは、ベネデッティにおいても例外ではなく、その構築主義は「異端」という記号や「異端者」のイメージに限定されている³³。「異端審問の中世」において摘発される何者かは、異なる次元に、あらかじめ存在するのである³⁴。

そして、本書に見られるベネデッティの研究の特徴として、時代的・地理的な対象範囲の拡大にも触れておきたい。まず、上記のように史料論的アプローチを取り入れ、近世の考証学をも視野に含んだ帰結として、本書の叙述は中世から現代に至るヨーロッパ全域にまたがることとなる。さらに直接の分析対象も、13世紀初頭から15世紀末にまで及んでいる。20世紀後半までのイタリア中世宗教史研究は、「異端者」をはじめとする俗人信徒の「宗教運動」を中心的主題としていたため、その活力が失われるとされた14世紀初頭を研究の下限とする傾向を有していた³⁵。それに対して、異端審問側に焦点を合わせる1990年代以降の研究は、大規模な「民衆的異

³⁰ Beverly Mayne Kienzle, *Cistercians, heresy, and crusade in Occitania, 1145-1229: preaching in the Lord's vineyard* (Woodbridge: York Medieval Press, 2001). 直近では、John H. Arnold, "Voicing Dissent: Heresy Trials in Later Medieval England", *Past & Present* 245.1 (2019), pp. 3-37.

³¹ 一例として、Paolini, *Le piccole volpi* を参照。

³² Merlo, *Identità valdesi nella storia e nella storiografia, passim*.

³³ この手法に基づくイタリア史学の取り組みとして、Frugoni, *Arnaldo da Brescia nelle fonti del secolo XII*; Merlo, *Identità valdesi nella storia e nella storiografia*; Benedetti, *Io non sono Dio. Guglielma di Milano e i Figli dello Spirito Santo*; Ead., "Margherita "la bella"?: la costruzione di un'immagine tra storia e letteratura", *Studi medievali* 50 (2009), pp. 105-31.

³⁴ ただし、本書では「異端者」について語られる一方で、彼らの信仰への接近不可能性への言及があり、ベネデッティがやや「脱構築」アプローチに近づいた形跡がある。また、アメーデオ・ランディに由来する「アメーデオ派」やヴァルド派女性の「サバト」は、無からの捏造であると（まったく正当に）断言されている。

³⁵ 記念碑的著作であるGioacchino Volpe, *Movimenti religiosi e sette ereticali nella società medievale italiana: secoli XI-XIV* (Roma: Donzelli, 2010); Morghen, *Medioevo cristiano* は、いずれも14世紀初頭で叙述を終えている。Giovanni Miccoli, "La storia religiosa", *Storia d'Italia*, 2 (Torino: Einaudi, 1974), pp. 431-1079 は対抗改革期までを論じるが、14世紀以降を現世的・形式的信仰の時代とみなし、低評価している。その結果として、ア

端」の消滅後も審問官の活動が継続した以上、より長期の時間軸を採用せざるをえなくなった。そして、14世紀以降の異端審問への着目は否応なく南フランス（ベルナル・ギー、ヨハンネス22世、ジャック・フルニエ）に、15世紀の対ヴァルド派十字軍の検討は王都パリにも、その視線を向けさせる。

中世のキリスト教会／キリスト教文化（さまざまな枠組の設定が可能だろう）は、普遍性を主張する聖職位階制教会の組織や超地域的な修道会ネットワーク、共通の知的・文化的枠組、そして人的交流によって結ばれており、その研究は必然的に「国際的」なものとなるはずである。それにもかかわらず、教会外部で展開される宗教史研究が各国固有の近代歴史学／ナショナル・ヒストリーと結びついて成立したために、従来の研究は時として一国史的・地域史的色彩を帯びてきた。この「国民化／地域化」された歴史叙述には、中世「キリスト教」の過度な普遍化・本質化をあらかじめ解毒する効用があったことは事実である³⁶。とはいえ、その地域限定的な枠組が足かせとなることも多々あるだろう。近年の中世宗教史研究はますます「超地域的／国際的」（時には超宗派的）な歴史叙述に向かっているように思われるが、現時点では好ましい傾向と考えない。

最後に、これまで述べてきたように多くの優れた点を持つ本書が、それでもなお我々に残している課題と、その後の展望を確認しておこう。

本書評において指摘したい第一の問題は、ベネデッティの素朴な「異端者」把握である。上述したイタリア史学による実在論的「異端者」把握は、確かに認識論的隘路の回避に貢献した反面で、20世紀初頭にジョアッキーノ・ヴォルペが定式化した古典的「異端者」像を変奏し続けるという結果をもたらしたことが否定できない³⁷。ベネデッティの場合にも、「グリエルマとマイフレダの異端」に関する最初のモノグラフから今日まで、描き出される「異端者」像はどこか古典的である。異端審問側への視点を基本的に貫く本書でも、カタリ派の対抗教会や「異端者」たち固有の「霊性」の存在は自明視されている。そして本質主義的解釈や「異端者」を教皇庁・審問官が代表する聖職位階制に対立させる伝統的な枠組は、彼女が女性「異端者」やヴァルド派について論じる場合、ますます顕著になっていく³⁸。しかし、「異端」という記号の構築性を厳し

ヴィニオン教皇庁期以降の宗教史は、カテリーナやサヴォナローラのような例外的個人の研究か、修道会内部の教会史に限定されてきた感がある。ただし、1990年代末以降には托鉢修道会改革運動をはじめとする14-15世紀の宗教史への関心も高まっており、「民衆異端」の消滅が叙述の下限を構成することはなくなった。

³⁶ 例えば、時代・地域を無造作に横断して事例を引用しつつ巨大な理論を構築するアメリカの一部研究者の著作と比較すれば、批判されて久しい一国史観のある種の長所は明らかである。中世の宗教的一体性という神話の構築については、Giovanni Miccoli, *Fra mito della cristianità e secolarizzazione: studi sul rapporto chiesa-società nell'età contemporanea* (Casale Monferrato: Marietti, 1985) が基本書である。

³⁷ 小田内隆「〈民衆異端〉パラダイムの再検討」

³⁸ Marina Benedetti, "On the road. La predicazione apostolica femminile nel Medioevo", *Vita religiosa al femminile (secoli XIII-XIV): ventiseiesimo Convegno internazionale di studi, Pistoia, 19-21 maggio 2017* (Roma: Viella, 2019), pp. 151-62. 同論集については、筆者による書評「イタリア中世宗教史研究における「女性の信仰生活」(書評 *Vita religiosa al femminile (secoli XIII-XIV)*, Roma: Viella, 2019)」、『立教史学』第5号

く暴き出しつつもカタリ派対抗教会や「異端集団」の強固な実在性を前提とするアプローチに、はたして矛盾は存在しないのだろうか³⁹。異端審問と「異端者」がそれぞれ属する次元が峻別された結果として、前者に対する研究の深化・精緻化が必ずしも後者の再考に結びつかない、前者に関する知見が後者に適用されない事態が生じているのではないだろうか⁴⁰。

実際のところ、ベネデッティの研究とその史料批判を踏まえて「異端者」関連史料を再読すると、彼女自身が受け入れている昔ながらのイメージとは異なる「異端者」像が浮かび上がってくる。例えば、グリエルマの信奉者やアルマンノ・ブンジルーポのような信徒たちは、ヴォルペやモルゲン、ミッコリへと受け継がれてきた主体的存在としての「異端者」ではなく、動揺する霊的秩序——ボローニャ学派の異端児ガブリエーレ・ザネッラが「異端を招く不遇」と呼んだもの——に直面して、権威と救済を聖職位階制の外部にも求めざるをえなかった、浮動的な信徒たちと解釈するほうがよいように思われる⁴¹。おそらく彼らは特異な存在では全くなく、異端審問という場によって言葉を与えられ、それが記録され、「異端化」された上で今日まで伝わっているに過ぎない。審問官による記録の存在は、その客体となる信徒が例外的存在であったことを意味しない。「異端審問の中世」に対する研究の深化は、「異端者の中世」の読み直しを不可避とするのだ⁴²。

第二の問題は、ベネデッティの「異端審問の中世」が本書において身にまとっている、強大な権力性である。構築主義のアプローチには、「構築を行う側」から「構築される側」に作用する権力を過度に強調し、前者を実像以上に巨大な存在として描いてしまうという危険も潜んでいる。これまでは地域的・具体的な文脈の重要性を基本的に踏まえてきたベネデッティも、「異端審問の中世」という包括的主題を設定したゆえなのか、この陥穽にはまってしまったように思わ

(2022年：掲載予定)を参照。

³⁹ ベネデッティは、史料論・概念設定および情報の記載／不在に関する史料批判について厳格であるにもかかわらず、情報の内容については時折無批判であるように思われる。例えば本書でも、トンマズッチョ・ダ・フォーリーニョの『事績録』は事実および心性を反映した史料として無頓着に用いられている。同事績録が概ね歴史的事実に基づいて執筆されているという共通理解が存在するとはいえ、審問官の描き方や背後にある心性に関しては、より慎重な分析が求められるのではないだろうか。トンマズッチョに関する最新の論考として、以下を合わせて参照。Isabella Gagliardi, "Predicazione e profezia in Tommasuccio da Foligno", *Fra Elemosina e la riscrittura della memoria cittadina a Gualdo Tadino: atti dell'incontro di studio, Gualdo Tadino, 17-18 luglio 2017* (Spoleto: Fondazione Centro Italiano di Studi sull'Alto Medioevo, 2019), pp. 149-158.

⁴⁰ 近年の中世宗教史研究において、この事態は「異端審問／異端者」という主題に限らず広く見受けられるように思われる。近年、司牧研究や托鉢修道会の研究は大きく進展しているが、俗人・女性・神秘体験者との関係において捉えた場合、古典的な歴史像の温存が目立つ。この点については、いずれ別稿にて論じたい。

⁴¹ Gabriele Zanella, *Hereticalia: temi e discussioni* (Spoleto: Fondazione Centro italiano di studi sull'Alto Medioevo, 1995).

⁴² その試みを実践している研究として、R. I. Moore, *The War on Heresy: Faith and Power in Medieval Europe* (Cumberland: Harvard University Press, 2012); John H Arnold, *Inquisition and Power: Catharism and the Confessing Subject in Medieval Languedoc* (Philadelphia, PA: University of Pennsylvania Press, 2013) など。筆者の途上の試みとして、白川太郎「グリエルマとマイフレードの異端：13世紀末ミラノにおける信仰・政治・社会」『西洋史学』第271号（2021年）、1-21頁。

れる。本書は南ドイツからフランス、イタリアへ至る広い地域の、13世紀から15世紀にまたがる史料群を用いて論じ、さらに中世異端審問と近世のローマ異端審問の連続性にも言及している。そのため、ベネデッティが異端審問の多極性や例外性、通時的な発展の過程をどれほど強調しても、現出するのは空間的・時間的に無限定な「迫害装置」となってしまう⁴³。特に、包括的な通史的叙述を避けて最小限の概説と個別事例の組み合わせとして本書が構成され、例外的な作動や迫害の契機・瞬間だけが取り出されるために、語られなかった部分が塗りつぶされて、異端審問のイメージは巨大化してしまうのだ。

ここで指摘した2つの問題は、筆者には相互に関連しているように思われる。ベネデッティが提示する「異端審問の中世」は、彼女自身を含む多くの研究者が描いてきた「異端者の中世」と補完的でありながらも、実は連動していないのだ。聖職位階制に対抗する自立的な「異端者」の実在という古典的な歴史像は温存されており、両者の関係もまた対抗的なものとして描き出されていく。その結果として「異端審問の中世」と「異端者の中世」の接点は、一方では前者による後者の構築・操作・迫害、他方では後者の抵抗・異議申し立てとして、権力行使と対立の局面に限定されてしまうのである。

以上の指摘を踏まえて、ベネデッティが主張する「聖性の推進／異端の迫害」の表裏一体性というテーゼ(第五章)を再考してみたい。彼女は教皇庁と審問官の権力による「聖性／異端性」の構築・操作の一体性を強調し、ヨハネス22世の統治期には列聖よりも異端審問が優越したと述べる。しかし、アヴィアド・クラインバーグが指摘するように、列聖は個別具体的な政治の結果であり、何らかのイデオロギーの反映ではない⁴⁴。また、13世紀後半以降の教皇庁は基本的に申請を受けて初めて列聖審問を開催するのであって、「聖性」の構築過程においてはむしろ受動的なアクターである。フランチェスコ・ダッシージやピエトロ・ダ・ヴェローナのような例外的事例を拡大解釈することで、列聖のプロパガンダ性を過剰評価してはならないだろう⁴⁵。

また、「聖性／異端性」という対概念の運用を審問官側に帰する点にも、筆者には疑問が残る。

⁴³ 例えば、ベネデッティは、トゥールーズのドメニコ会士たちの蔵書でベルナル・ギーの著作が『魔女の鉄槌』と同じカテゴリに置かれていたこと、教皇インノケンティウス8世の勅書が多くの審問関連写本に含まれていたことを強調する。しかし、これらは近世異端審問やその中世への態度を考える際には興味深い知見であるとはいえ、本書が論じる13-15世紀末までの異端審問の性格を語る上で有効なデータではない。自身の著作が『魔女の鉄槌』と並べられることなど知るよしもないギーは、もちろん魔女狩りの先駆者とはなりえない。

⁴⁴ Aviad M. Kleinberg, "Proving sanctity: selection and authentication of saints in the later Middle Ages", *Viator* 20 (1989), pp. 183-205; Id., *Prophets in their own country: Living saints and the making of sainthood in the later middle ages* (Chicago: University of Chicago Press, 1992); Id., "Canonization without a canon", *Procès de canonisation au Moyen Âge = Medieval canonization processes: Aspects juridiques et religieux* (Roma: École française de Rome, 2004), pp. 7-18. クラインバーグの批判対象として、特に André Vauchez, *La sainteté en Occident aux derniers siècles du Moyen Âge: d'après les procès de canonisation et les documents hagiographiques* (Roma: École française de Rome, 1981).

⁴⁵ むしろ語るべきは自己の縁者を大量に列聖申請しているフランス王家・アンジュー家のイデオロギーやプロパガンダであろう。

後期中世には、多くの信徒が「聖人」として崇敬される一方で、「異端者」として審問や疑念の対象となった⁴⁶。そのため、両者を対で捉える発想そのものは極めて妥当である。しかし、この「聖性／異端性」という対概念は、はたして審問官の言語・認識のうちに存在していただろうか。異端審問において「異端者」ではないと判断された信徒は、だからといって列聖されたわけではない。単に、「正統」の領域にいたることが（暫定的にせよ）保証されただけである⁴⁷。「異端の悪徳に関する審問官」に運用可能な対概念は、やはり「正統／異端」のそれ以外ではあり得ない。

確かに「聖性／異端性」の対概念は、特定の信徒や行為・出来事の性格を判断・識別する基準として、審問官たちを含む多くの信徒によって運用された。しかし、それは異端審問という場の外部、より「日常的」な環境においてのことである。後期中世イタリアの信仰生活において、「聖性」と「異端性」の評判 *Fama* は重なり合って存在しており、ある信徒への評価は「聖人」・「異端者」のいずれでもありえた。審問官はそれを後者に収束させる権力と可能性を有してはいたものの、あくまで一権威であつたに過ぎない。時には「聖人／異端者」として識別される信徒自身が権威の役割を果たし、審問官はその「聖性」に基づく判断を受け入れている⁴⁸。確かに、しばしば「聖人」の対として「異端者」が用いられたという事実は、「異端」というカテゴリーの日常生活への浸透（つまり、「異端者」という判断・言明という選択肢・可能性の浸透）を示しているかもしれない⁴⁹。しかし、審問官はその唯一の運用者・策定者にはほど遠かった。より正確に述べるならば、「正統」の対として審問官が構築する「異端」は「聖性」の対としての「異端」と同一ではなく、さらに問題となる「聖性」は制度的なカテゴリーである「聖性」とは同一ではない。そして、歴史研究者が問題とすべきなのは、この2つの対概念（聖性・異端と正統・異端）の重なりではないだろうか⁵⁰。

このように批判点を述べてきたものの、本書は「異端審問の中世」に対する優れた導入であり、

⁴⁶ このテーマについては、合わせてDaniele Solvi, "Santi degli eretici e santi degli inquisitori intorno all'anno 1300", *Il pubblico dei santi. Forme e livelli di ricezione dei messaggi agiografici: Atti del 3° Convegno dell'Aissca: Verona, 22-24 ottobre 1998* (Roma: Viella, 2000), pp. 141-56; Paolo Golinelli, "Da santi ad eretici. Culto dei santi e propaganda politica tra Due e Trecento", *La propaganda politica nel basso Medioevo: Atti del 38. Convegno storico internazionale: Todì, 14-17 ottobre 2001* (Spoleto: Fondazione Centro italiano di studi sull'Alto Medioevo, 2002), pp. 471-510 を参照。ピエトロ・ダ・ヴェローナ、グリエルマ、アルマンノ・ブンジルーボの事例も取り上げられている。

⁴⁷ ジョーン・エリオットは異端審問と列聖審問の並行性を指摘している。しかし、列聖審問において「聖性」を承認されなかった候補者も、「異端者」として断罪されるわけではない。Dyan Elliott, *Proving woman: female spirituality and inquisitional culture in the later Middle Ages* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 2004).

⁴⁸ そうした事例として、白川太郎「故郷における預言者：キアラ・ダ・モンテファルコをめぐる崇敬・対立・権力」、『西洋中世研究』第13号（2021年）、79-99頁。女子修道院長であり、預言者として広く認められていたキアラは、フランチェスコ会の高名な説教者であるベンティヴェーニャ・ダ・グッピオを「自由心霊派」の異端として告発した。これを受けて同会所属の審問官アンドレア・ダ・ペルージャが調査を開始し、さらに枢機卿ナポレオーネ・オルシーニやジャコモ・コロナが、ベンティヴェーニャに対する審問をウベルティーン・ダ・カザーレへ委任した。審理の過程は不明だが、結果的にベンティヴェーニャとその支持者は異端者として有罪を宣告され、アレツォに収監される。

⁴⁹ 前注で触れたキアラ・ダ・モンテファルコも「異端」との非難を浴びていたようである。

⁵⁰ この点については、小田内隆の提言（「＜民衆異端＞パラダイムの再検討」(252-252頁)をあわせて参照。

マリーナ・ベネデッティという第一級の研究者の知見が惜しげなく盛り込まれた刺激的な著作である。その内容やテーゼに疑問や同意できない点がある読者も、その方法論から学ぶところは多くあるだろう。むしろ、多くの疑問を掻き立てるといっても、本書が凡庸な一冊ではないことが示されている。中世における異端者・異端審問、そして信仰文化や規律化の問題に関心のある読者に広く読まれることを願って搁筆したい。